

○横須賀市交通安全教育指導員設置要綱

昭和59年5月1日

(総則)

第1条 市民の交通安全思想の啓発及び交通安全教育の充実を図るため、本市に横須賀市交通安全教育指導員(以下「指導員」という)を置く。

(任命)

第2条 指導員は、建設部建設総務課の職員であつて、心身共に健全で、交通安全教育について知識と熱意を有するもののうちから市長が任命する。

(職務)

第3条 指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 小学校、幼稚園、保育園、老人会等において交通安全教室を行うこと。
- (2) 市民に対する交通安全思想の普及を行うこと。
- (3) その他交通安全思想の啓発及び交通安全教育に関して市長が必要と認めること。

附 則

この要綱は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。